

## 地方交付税制度と都区財政調整制度の比較（概要）

区 分		地 方 交 付 税 制 度	都 区 財 政 調 整 制 度					
総 額 の 保 障	中長期的な 財源保障  (財源の総体的な 独立性の確保)	安定的な財源枠の確保	国税の一定割合（交付税率） →地方公共団体が等しくその行うべき 事務を遂行することができるように 国が交付する原資	調整税(市税相当の都税)の一定割合 →特別区が等しくその行うべき事務を 遂行することができるように 都が交付する原資				
		財源枠改善の制度的保障	所要額と財源額が引き続き著しく異なる こととなった場合 →①地方行財政制度の改正 又は ②国税に対する一定割合の改正	所要額と財源枠が引き続き著しく 異なることとなる場合 →調整税に対する一定割合の改正				
	毎年度の総額の確保		①上記財源枠の改善措置 ②総額の特例（加算、返還等） ③税制、地方債等地方財政対策	①上記財源枠の改善措置 ②地方財政対策の適用				
個 々 の 団 体 の 保 障	標準的な行政水準を保つのに 必要な一般財源の保障  (算定基準の明確化により恣意的算定を排除)	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>基準財政 需要額</td> <td>－</td> <td>基準財政 収入額</td> <td>=</td> <td>交付 額</td> </tr> </table>	基準財政 需要額	－	基準財政 収入額	=	交付 額	同 左  (交付税に準じた算定)
	基準財政 需要額	－	基準財政 収入額	=	交付 額			
		交付金所要額が上記総額を 超える場合の措置	財源不足額に応じて各自治体の 基準財政需要額を割り落とす	財源不足額に応じて各区の 基準財政需要額を割り落とす				
		交付金所要額が上記総額に 満たない場合の措置	特別交付税の総額に加算	特別交付金の総額に加算				
留保財源の確保 (自主的財政運営への配慮)		基準税率の設定（市町村75/100）	基準税率の設定(85/100)					
	地方団体の意見の反映等	①意見の申出 ②審査の申立て ③地方財政審議会	都区協議会					

注 「公益財団法人 特別区協議会」第一次特別区制度調査会（平成17年3月15日）資料をもとに作成。